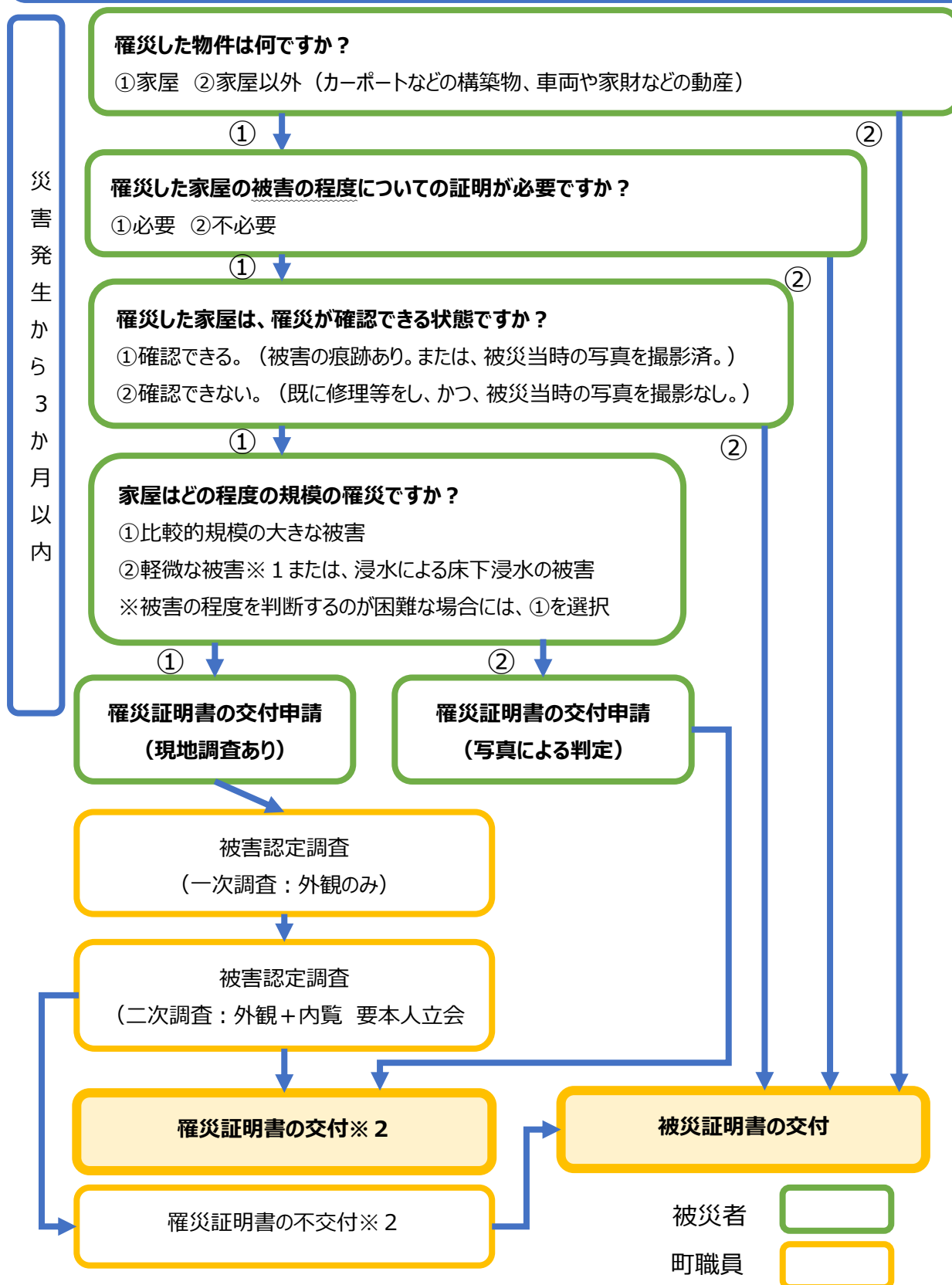


「罹災証明書」「被災証明書」発行の流れ（中小規模災害時）



※1 軽微な被害の例：地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害、浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 等

※2 相当な理由をもって修正を求めるときは、交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に再調査の申請をすることができます。